

京都市告示第613号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターのギャラリーの開所時間の変更について次のとおり申請があつたため、これを承認します。

令和8年1月16日

京都市長 松井孝治

対象となる日

令和8年1月18日（日）～22日（木）、25日（日）～29日（木）、
2月1日（日）～5日（木）、8日（日）～12日（木）、15日（日）～
19日（木）、22日（日）～26日（木）、3月1日（日）～5日（木）、
8日（日）～12日（木）、15日（日）

（変更前）

区分	開所時間
ギャラリー、情報コーナー及び談話室以外の施設	午前10時から午後10時まで
ギャラリー、情報コーナー及び談話室	午前10時から午後8時まで

（変更後）

区分	開所時間
ギャラリー、情報コーナー及び談話室以外の施設	午前10時から午後10時まで
情報コーナー、及び談話室	午前10時から午後8時まで
ギャラリー	午前10時から午後6時まで

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）